

広島大学大学院生物圏科学研究科外国人研究生（私費留学生）申請手續について

本研究科で研究を行うことを希望する私費外国人留学生は、下記により研究生として入学を申請することができます。

1. 入学資格

- (1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者
 - * 本学大学院入学希望者は、あらかじめ受験資格の有無を確認しておいてください。なお、生物圏科学研究科博士課程前期の大学院授業は日本語又は英語で行われます。

2. 入学時期・在学期間

入学時期は4月1日及び10月1日とし、在学期間は半年又は1年間です。

研究の継続を希望する場合は期間の延長を申請することができますが、在学期間は原則として通算2年間までです。

3. 申請手續

申請者は、まず受入れ予定教員（指導教員）の承認を得た後で、下記の①～⑦（日本在住の申請者は①～⑧）の全ての書類のオリジナル（コピーは不可）を生物圏科学研究科学生支援室（留学生担当）へ提出してください。

提出された書類は生物圏科学研究科の学務委員会では審査されます。申請書類に不足や不備がある場合は審査できないので注意してください。証明書及び推薦書は、過去6ヶ月以内に発行されたものを提出してください。また、書類に記入した内容に変更がある場合は速やかに連絡してください。

なお、申請書類の内容に虚偽があった場合、入学は認められません。

- ①「外国人研究生許可願」・「履歴書」（所定の用紙に申請者本人が日本語又は英語で記入すること。）
- ②「研究計画書」（入学後の研究の目的や具体的な研究内容、研究方法等についてまとめたもの。
字数は日本語で800字程度又は英語で300語程度以上）
- ③「最終出身学校の卒業証明書、卒業証書（学位証書）の写し及び成績証明書」（日本語訳を添付し、訳した者の氏名・身分・連絡先を明記すること。卒業証書（学位証書）の写しを提出できない場合はその理由書を併せて提出すること。）
- ④「推薦書」（最終出身学校長又は現在所属する機関の長又はこれらに準ずる者が作成したもの。
（日本語訳を添付し、訳した者の氏名・身分・連絡先を明記すること。）
- ⑤医師の健康診断書（所定の用紙を使用し、過去6ヶ月以内のものを提出すること。）
- ⑥語学能力を証明する書類

入学後、日本語で研究指導を受ける予定の者は「日本語能力試験N1」の可否結果通知書（旧「日本語能力試験1級」の場合は成績証明書）を、英語で研究指導を受ける予定の者は「TOEFL」の成績証明書を添付すること。

日本語については「日本語能力試験N1」に合格した者又は、旧「日本語能力試験1級」の240点以上を取得していることが望ましい。

英語については「TOEFL」500点（CBT173点）以上を取得していることが望ましい。

なお、例外として上記相当の日本語又は英語能力を有することが証明できる書類が審査の対象となることもある。

⑦諸経費の支払能力を証明する書類

本人名義の銀行残高証明書及び在職証明書等。奨学金の支給証明書でも可。本人以外の者が学費・生活費を支払う場合は、その者の銀行残高証明書及び在職証明書等、本人との関係を証明する書類を提出すること。

⑧外国人登録原票記載事項証明書（日本在住の場合。）

申請期限

海外からの申請者……入学の4ヶ月前まで

(4月入学の場合は11月30日まで、10月入学の場合は5月31日まで)

日本在住の申請者……入学の1ヶ月前まで

(4月入学の場合は2月28日まで、10月入学の場合は8月31日まで)

* 締切日が土曜・日曜・祝日の場合、その直前の平日が締切りです。

* 締切日後に提出された書類は受理できません。

4. 検定料

申請書類提出後、本研究科の学務委員会で承認されたら、直ちに検定料(9,800円)を納付してください。検定料の納付後、本研究科教授会で最終選考が行われます。

5. 入学手続

海外在住の申請者……研究生として受入れを承認された者は、ビザ申請に必要な「在留資格認定証明書」の申請を行って下さい。「在留資格認定証明書」が発行されましたら、母国の日本大使館で渡日のためのビザ申請手続を行ってください。ビザ取得後、渡日したら本研究科へ所定の書類等を提出し(渡日後に指示します。), 入学料(84,600円)を納付してください。その後、入学の「許可書」が発行されます。

日本在住の申請者……本研究科教授会で承認されたら、まず入学料(84,600円)を納付してください。その後、入学の「許可書」が発行されます。

6. 研究料について

入学後に、研究料納付用の振込用紙が送付されますので、1ヶ月以内に研究料(6ヶ月分178,200円、1年分356,400円)を納付してください。研究期間が1年間の場合は、前期分、後期分と2回に分けて納入することも可能です。なお、研究料の免除の制度はありません。

* 既納の検定料・入学料・授業料はいかなる理由があっても返還できません。

8. 留学後の資金計画等について

日本で生活し、勉強するには経済的に大きな負担を伴います。一般に、留学生在が日本で生活するには1ヶ月に約80,000円から100,000円程度が必要です。(入学料・研究料は除きます)

大学の宿舎には数に限りがあるため、入居できるとは限りません。東広島市内の民間のアパートは、1ヶ月の家賃が約25,000円から50,000円です。

入学後に申請できる奨学金はいくつかありますが、研究生の身分で申請できるものは少なく、渡日後すぐに奨学金を得るのは大変難しい状況です。

アルバイトは週に28時間以内であれば可能ですが(※事前に「資格外活動許可書」申請手続が必要ですが)、入学後は勉強が忙しくなるため、多くの留學生はなかなかアルバイトの時間が取れないのが現状です。

留学前には、これらを参考にした上で資金計画を充分練るようにしてください。

* 申請の手続を行った場合、メールアドレスを利用して連絡を取ることがあります。必ずメールの受信の有無を定期的にチェックするようにしてください。

申請書類提出先・問い合わせ先

〒739-8528 日本 広島県東広島市鏡山1-4-4

広島大学生物圏科学研究科学生支援室

Tel : (082)-424-7908

E-mail : sei-daigakuin-sien@office.hiroshima-u.ac.jp